

第三期山口県医療費適正化計画の概要

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

- ・ 国民皆保険を堅持していくために、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。
- ・ 第三期の医療費適正化基本方針に即し、本県の実情等を踏まえ、計画を改定し、中長期的な医療費の適正化を図る。

第2節 計画の基本的方向

1 基本理念

- ・ 県民の生活の質を確保・向上しつつ、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指す。
- ・ 結果として高齢者の医療費の伸び率を中長期にわたって徐々に下げていく。
- ・ 目標及び施策の進捗状況の評価を行い、必要に応じて計画の見直しに反映

2 計画に定める事項

- ・ 住民の健康の保持の推進に関する目標
- ・ 医療の効率的な提供の推進に関する目標
- ・ 計画期間における医療費の見込み
- ・ 目標を達成するために取り組むべき施策
- ・ 目標を達成するための関係者の連携及び協力
- ・ 県における医療費の調査及び分析
- ・ 計画の達成状況の評価

第3節 計画の位置付け及び期間

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「都道府県医療費適正化計画」として策定
- ・ 計画期間：6年間（平成30年度から平成35年度まで）

第4節 他の計画等との関係

「健康やまぐち21計画」、「山口県保健医療計画」、「やまぐち高齢者プラン」及び「山口県国民健康保険運営方針」と整合を図る。

第2章 医療費をめぐる現状と課題

第1節 医療費の状況

第2節 生活習慣病の状況

第3節 健康診査等の状況

第4節 たばこ対策の状況

第5節 予防接種の状況

第6節 がん検診の状況

第7節 医療施設の状況

第8節 後発医薬品の普及状況

第9節 医薬品の使用状況

第3章 目標と医療費の見込み

第1節 目標

1 住民の健康の保持の推進に関する目標

内容	現状 (H27)	目標 (H35)
特定健康診査の実施率	42.0%	70%
特定健康指導の実施率	19.6%	45%
特定保健指導対象者の減少率 (H20年度比)	14.8%	25%
成人の喫煙率		
男	27.1%	16.4%
女	6.9%	1.6%
予防接種	予防接種の普及啓発の推進	
生活習慣病の重症化予防	かかりつけ医と連携した保健指導等の推進	
がん検診受診率		50%
胃がん	男 43.5%	
	女 29.9%	
肺がん	男 50.0%	
	女 37.5%	
大腸がん	男 39.1%	
	女 29.2%	
子宮頸がん	37.3%	
乳がん	36.1%	

2 医療の効率的な提供の推進に関する目標

内容	現状 (H28)	目標 (H35)
後発医薬品の使用割合	71.3%	80%
医薬品の適正使用	医薬品に対する正しい理解と医薬品の適正な使用を促進	

第2節 計画期間における医療費の見込み

項目	27年度	35年度	効果 (①-②)
適正化前	5,608億円	6,027億円①	67億円
適正化後		5,960億円②	

第4章 目標の実現に向けた施策の実施と計画の推進

第1節 目標の実現に向けた施策の実施

1 住民の健康の保持の推進

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の推進
 - ア 保健事業の人材の育成
 - イ 保険者協議会の活用
 - ウ 特定健康診査実施率の向上に向けた取組
 - ・ 保健事業に関する協定締結など、被用者保険と市町国保との連携体制の整備支援
 - ・ 集団健診の共同実施等の取組促進
- (2) たばこ対策の推進
- (3) 予防接種の推進
- (4) 生活習慣病の重症化予防の推進
 - ・ 生活習慣改善のための保健指導や未受診者への受診勧奨など保険者等による重症化予防の取組の促進
- (5) 予防・健康づくりの推進
 - ア がん検診の推進
 - イ 健康情報の共有
 - ウ 社会環境の整備
 - エ 歯・口腔の健康づくりの推進

2 医療の効率的な提供の推進

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
 - ア 医療・介護の連携体制の構築
 - イ 介護サービス提供体制等の充実
 - ウ 見守りと住まいの充実
- (2) 後発医薬品の使用促進に向けた取組
- (3) 医薬品の適正使用の推進

3 その他の取組

第2節 計画の推進

- 1 関係者の役割
- 2 関係者の連携・協力による計画推進
- 3 計画の評価